

令和5年2月27日（月曜日）

美里町議会議会運営委員会会議録

美里町議会議会運営委員会会議録

令和5年2月27日（月曜日）

出席委員（4名）

委員長 平 吹 俊 雄 君
副委員長 櫻 井 功 紀 君
委員 柳 田 政 喜 君
村 松 秀 雄 君

欠席委員（1名）

山 岸 三 男 君

議長 鈴 木 宏 通 君

説明のため出席した者

町 長 部 局

総務課長 佐 藤 俊 幸 君
企画財政課長 高 橋 憲 彦 君

議会事務局職員出席者

事務局 長 今 野 正 祐 君
事務局次長兼議事調査係長 齊 藤 美 穂 君

令和5年2月27日（月曜日） 午前9時30分 開会

- 1 開 会
- 2 委員長挨拶
- 3 議長からの諮問

美里町議会3月会議について

- 1) 議案等について

報告 3 件

議案 26 件（条例 9 件、補正予算 7 件、予算 7 件、その他 3 件）

2) 議員発議について

3) 一般質問の発言順序について 7 人

4) 会議の期間及び議事日程について

期間 3 月 2 日（木）～ 20 日（月） 19 日間（別紙のとおり）

5) 陳情、要請等

4 その他

5 閉 会

午前9時30分 開会

○委員長（平吹俊雄君） それでは、改めまして、おはようございます。

大分こう、日も長くなりまして、今朝明るいから起きてだと思って時計を見ましたら、まだ6時でした。そういうことで、だんだんと日が長くなりまして、朝起きもこれから早くなるのかなと、こう思っております。

また、新型コロナにつきましては、大分少なくなってきたわけでございますが、私ども近辺では、何かすかすかこう、今になって出てきているような状況ですので、なおさら注意していただきたいなと思っております。

来月からは3月ということで、スポーツなり、学力なり、あとは卒業式など大分めじろ押しで行事が重なってまいりますので、体調には十二分に注意していただきたいなと思っております。

2日から我が議会も始まりますので、どうかその辺、今日は慎重な御協議をお願いしたいと思えます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、早速でございます。3番目の議長からの諮問ということで、5つほどございます。

まず最初に、議案等について、報告3件、議案26件でございます。

執行部から御説明をお願いしたいと思います。

なお、当会は現在3人出席でありますので、委員会は成立しております。

山岸委員は身内の御不幸のため欠席、また、柳田委員につきましては体調不良というようなことで、欠席の申出がありました。

以上でございます。

それでは、執行部、御説明をお願いします。

○総務課長（佐藤俊幸君） おはようございます。いつも大変お世話になってございます。3月会議、どうぞよろしく願いいたします。

座って御説明をさせていただきます。

まず、報告でございます。3件あります。

報告第20号、こちらは専決処分の報告について、損害賠償の額を定め和解することについてでございます。

議案書1ページでございます。

令和4年12月23日12時25分頃、美里町役場本庁舎職員駐車場で、教育総務課スクールバス運転主が、バスの旋回を行うため後退したところ、駐車区画内に駐車されていた相手方の車両

のフロント左側に接触し、相手方の車両が損傷しました。この事故の報告を受けた後、直ちに現場状況を確認し、再度事故が発生しないよう運転手に注意を行いました。

この物損事故による損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告いたしますのでございます。

○委員長（平吹俊雄君） ただいま報告第20号、御説明ございました。皆様から。副委員長。

○副委員長（櫻井功紀君） この事案は1年前にもありましたよね。同じような事案、状況。それで、この運転手さんは何歳になる方ですか、満年齢。

○委員長（平吹俊雄君） 休憩いたします。

午前9時34分 休憩

午前9時34分 再開

○委員長（平吹俊雄君） では、再開いたします。

そのほかにご覧いませんか。（「なし」の声あり）

ないようですので、それでは、次をお願いいたします。

○総務課長（佐藤俊幸君） それでは、続きまして報告第21号でございます。

議案書は3ページでございます。資料編につきましては、2ページからとなります。

こちらにつきましては、工事請負変更契約の締結についてでございます。

令和4年度美里町不動堂放課後児童クラブ施設新築工事に係る工事請負変更契約の締結でございます。

契約の相手方である石堂建設株式会社と、令和5年2月6日に工事請負変更契約を締結いたしました。主な変更内容は、地盤改良工において、柱状改良の改良長が当初計画より長くなり、セメント注入量が増えたため、増額変更したものであります。これらの変更により、工事請負契約金額195万8,000円を増額し、2億2,690万8,000円としたものでございます。

詳細につきましては、別添資料のとおりでございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（平吹俊雄君） 報告第21号、御説明ございました。何かございますか。ありませんか。

（「はい」の声あり）

これ資料のほうの変更内容のところ、柱状改良の改良長が当初計画より長くなるというんですが、その辺、設計上の当初の何かあったのかなとか思ったんですが、そういうことはないんですか。

○総務課長（佐藤俊幸君） 担当課のほう、伺っている中身によりますと、設計をしてその地中の改良する長さ、柱状の部分というのを設計しているんですが、現場で恐らくこうやりながら、やっている中で必要な量というのは確定していくということでありまして、この資料の図面の赤丸の部分が、その延長を長くした、セメント量を増やした部分ということでは伺っております。

○委員長（平吹俊雄君） これ、結構赤丸のところあるんですけども、これはやはり設計の段階でこういうことは考えられなかったのか、その辺どうなんですか。

○総務課長（佐藤俊幸君） すみません、ちょっと設計の仕方が、ちょっとよく存じていないもので、ある程度のところで設計をして、あとは現場で詳しくその地盤の状況を調査しながら決定していくという流れになるというふうには伺っております。

○委員長（平吹俊雄君） 結構契約後にこういうのが、何かこの頃見当たるのが多くなってきたようなもので、その辺やっぱり設計に対しては十二分に注意を払っていただきたいと思っております。

そのほかにはないですね。副議長。

○委員（村松秀雄君） 工法的に、これはこの柱状ということは筒で、コンクリートの柱状というか、コンクリートの丸い柱だよ、要はね、地中にある。それによって土台を支えているようなものなんですか。この柱状のやつというのは。

○総務課長（佐藤俊幸君） そうですね、鉄筋とか入っていないそうなんですが、柱状にコンクリートを地中に入れていくといいますか、周りを入れ物で囲っているわけじゃなくて、円柱状にコンクリートを挿入していくといった工法なそうでございます。

○委員（村松秀雄君） もう一つ、すみません。そういう工法がある、じゃあ基礎的にはべた基礎というのは、今まで地震とかそういう強くするためには鉄筋入れて、大概、土台を頑丈にしていってという工法だと思うんだけど、今回そういうのとは全然違うということなんですか。逆に言うと、鉄筋入っていないから、揺らしてもたせるという耐震工法というんですかね、その辺よく俺も分からないんだけど、それだけ。

○総務課長（佐藤俊幸君） 地盤にこれを施した上に、しっかりした基礎を地表に設置をして、その上に上物を組んでいくという形かなというふうには認識しております。

○委員（村松秀雄君） だから結局は掘るというか、外周なり、そのコンクリートね、土台と流す部分は、穴掘ってたじゃん、行ったときに穴掘っていたんだけど、そこにコンクリートを流して、その上にその柱状を、それじゃなくてその下に（「下です」の声あり）ベースの下

ね。分かりました。それがこれだけ増えたということね。駅東と一緒にだね。設計のときは平均値である程度作っておいて、現場になって実際やるようになったっけ、かかっちゃうよと。軟弱の、地盤の強弱、強度によってね、ということでもよろしいですか。（「はい」の声あり）

○委員長（平吹俊雄君） そのほか、ございませんね。（「はい」の声あり）

それでは、次に議案第22号、報告をお願いします。

○総務課長（佐藤俊幸君） 続きまして、報告第22号、こちらは議案書の5ページでございます。

訴え提起前の和解についてでございます。町営住宅家賃の支払いの請求に関する訴え提起前の和解に関する専決処分でございます。

本件については、債務者が令和3年度以降の町営住宅家賃23万1,200円を滞納しておりました。

訴え提起前の和解申立ての経緯につきましては、別添資料のとおりでございます。

資料編のほうは6ページでございます。

本債権は私債権であることから、強制執行の手続を行うためには、債務名義を取得する必要があります。このため、令和5年1月25日に古川簡易裁判所に訴え提起前の和解について申立てを行い、和解条項に記載されている納付が不履行になりましたら、強制執行ができるようにいたしました。その後、令和5年2月21日に古川簡易裁判所にて和解が成立いたしました。このことにより、同日付で専決処分したものでございます。

以上、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、御報告申し上げるものでございます。

○委員長（平吹俊雄君） 報告第22号、説明ございました。全員協議会でもお話ししたので、よろしいですね。（「はい」の声あり）

続きまして、議案第41号をお願いいたします。

○総務課長（佐藤俊幸君） それでは、議案のほうでございます。

議案第41号は、美里町個人情報保護法施行条例についてでございます。

こちらの議案書のほうが8ページ、資料編は7ページからでございます。

個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日から施行されることから、同法の施行に関し必要な事項を定めるものでございます。

当日、総務課長、私のほうから御説明申し上げます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（平吹俊雄君） 議案第41号、よろしいですね。（「はい」の声あり）

次に、議案第42号をお願いいたします。

○総務課長（佐藤俊幸君） 次が議案第42号でございます。

こちら議案書は16ページでございます。資料編が8ページでございます。

美里町情報公開・個人情報保護審査会条例でございます。

こちらは個人情報の保護に関する法律、美里町個人情報保護法施行条例、美里町情報公開条例等の規定に基づく諮問事項を調査、審議する機関として、美里町情報公開・個人情報保護審査会を設置することから必要な事項を定めるものでございます。

当日、私のほうから御説明を申し上げます。よろしく願いいたします。

○委員長（平吹俊雄君） 議案第42号、よろしいですね。（「はい」の声あり）

続きまして、議案第43号をお願いいたします。

○総務課長（佐藤俊幸君） 続きまして、議案第43号でございます。

こちら議案書22ページをお願いいたします。資料編が9ページです。

美里町災害被災住宅復旧支援に関する条例でございます。

近年、地震や豪雨など自然現象による災害が多発し、予期せず被災する状況が少なくありません。昨年発生した地震や豪雨では、町内でも半壊、床上浸水など住宅が被害に見舞われる結果となりました。

今後の災害に備え、災害の発生により被害を受けた町民に対し、町が災害救助法の適用を受けない場合において、災害救助法に準じた支援を行い、速やかに復旧を図り、住民の生活の安定を支援するため本条例を制定するものでございます。

当日、健康福祉課長から御説明をいたします。よろしく願いいたします。

○委員長（平吹俊雄君） 議案第43号、御説明ありました。これは全員協議会でも説明ありましたのでよろしいですね。（「はい」の声あり）

次に議案第44号、御説明をお願いします。

○総務課長（佐藤俊幸君） 次は議案第44号美里町犯罪被害者等支援条例でございます。

議案書が24ページ、資料編が10ページでございます。

近年、多様化する犯罪事件が後を絶たず、被害者や御家族の方々は、事件、事故による精神的、身体的な被害だけではなく、経済的負担や周囲の人からの配慮ない言動による二次被害にも苦しめられることが少なくありません。犯罪被害者の支援について、国においては平成17年に犯罪被害者等基本法が施行され、地域の実情に応じた施策を実施することとされております。犯罪被害者等を支援するため、その基本理念や町の責務等を定め、犯罪被害者等を地域社会で支え、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与するため、本条例を制定するもので

あります。

詳細につきましては、健康福祉課長から御説明申し上げます。

以上でございます。

○委員長（平吹俊雄君） ただいま議案第44号、御説明ありました。何かございますか。内容はあれですか、議会ですか。ちなみにこの給付金、何ぼ、20万円だけ。

休憩いたします。

午前9時48分 休憩

午前9時50分 再開

○委員長（平吹俊雄君） 再開いたします。

議案第44号、ございませんか。（「なし」の声あり）

では、次に移ります。議案第45号、お願いいたします。

○総務課長（佐藤俊幸君） 議案書が27ページ、資料編が11ページです。

議案第45号美里町道路占用料条例及び美里町公共物管理条例の一部を改正する条例でございます。

道路法施行令の一部を改正する政令が令和4年12月14日に公布され、令和5年4月1日から施行されることにより、国道の占用料の額等が改正されることから、本町においても国に準じて町道及び公共物の占用料の額を改正するものでございます。

詳細は建設課長のほうから御説明を申し上げます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（平吹俊雄君） 議案第45号、ただいま説明ございました。よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、次に議案第46号、御説明お願いいたします。

○総務課長（佐藤俊幸君） 続きまして、議案第46号美里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例でございます。

議案書は35ページ、資料編は25ページからでございます。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令、民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する府令及び子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が令和5年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細は子ども家庭課長のほうから御説明を申し上げます。よろしく願いをいたします。

○委員長（平吹俊雄君） ただいま議案第46号、御説明ございました。何かございますか。ないですか。（「はい」の声あり）

それでは、次に議案第47号、御説明をお願いいたします。

○総務課長（佐藤俊幸君） 次が議案第47号美里町国民健康保険条例の一部を改正する条例でございます。

議案書は41ページです。資料編は46ページからでございます。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和5年2月1日に公布され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、町民生活課長のほうから御説明を申し上げます。よろしく願いいたします。

○委員長（平吹俊雄君） ただいま議案第47号、御説明ございました。何かございますか。

ちょっと私の思いが勘違いなんだか分かりませんが、資料の47ページで、現行も改正案もあるんだけど、ここに第36条の規定を勘案し必要があると認めるときは規則で定めるところに3万円を上限として加算するということなんです、この48万8,000円のほかに3万円というようなことなんです。こういう考えでよろしいんですか。その辺ちょっと。

○総務課長（佐藤俊幸君） そうでございます。

○委員長（平吹俊雄君） この第36条ってどういう規定なの。

ちょっと休憩いたします。

午前 9時56分 休憩

午前10時03分 再開

○委員長（平吹俊雄君） それでは、再開いたします。

次に議案第48号、お願いいたします。

○総務課長（佐藤俊幸君） 続きまして、議案第48号美里町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

議案書が42ページ、資料編につきましては48ページでございます。

農業集落排水事業の中塚地区農業集落排水処理施設の機能強化対策事業が完了することから、計画処理人口等の改正を行うものであります。

詳細につきましては、当下水道課長のほうから御説明を申し上げます。

以上でございます。

○委員長（平吹俊雄君）　ここで何かございますか。よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、議案第49号、お願いいたします。

○総務課長（佐藤俊幸君）　議案第49号でございます。

議案書が43ページ、資料編が50ページでございます。

美里町農業集落排水事業条例及び美里町農業集落排水事業分担金条例の一部を改正する条例でございます。農業集落排水事業の区域を明確にするとともに、分担金の賦課徴収を円滑に進めるため、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、当日下水道課長のほうから御説明をいたします。よろしく願いいたします。

○委員長（平吹俊雄君）　議案第49号、御説明ございました。ございますか。いいですか。

（「はい」の声あり）

次に議案第50号、お願いいたします。

○企画財政課長（高橋憲彦君）　それでは議案第50号、議案書47ページでございます。美里町一般会計補正予算、こちらのほう私のほうから説明させていただきます。

資料は58ページになります。議案書の48ページをお開きください。

予算本文第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億6,601万7,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ117億3,005万2,000円といたしました。

歳出のほうから概要についてお話しさせていただきますが、今回の予算につきましては、年度末に当たりまして、これまで行ってきた事業等の予算の執行残等が主な内容になってございます。

初めに、79、80ページを御覧いただきます。

まず、議会費で補正額として156万6,000円減額してございます。

2款総務費でございますが、8,308万1,000円追加いたしております。

こちらのほう、81ページ、82ページのほうの1項総務管理費でございますが、財産管理費、こちらのほう4目でございますね、こちらのほうで、ふるさと応援基金積立金185万円、公共施設整備基金積立金9,100万円、それぞれ追加いたしております。

続きまして、3款でございます。民生費でございますが、91、92ページをお開きください。

民生費の1項社会福祉費の2目高齢者福祉費のほうで、老人ホーム入所委託料620万円、3

目の障害者及び障害児福祉費で更生医療扶助費111万円、心身障害者医療扶助費で177万円、それぞれ減額してございます。

93ページ、94ページをお開きください。

8目新型コロナウイルス感染症対策費でございます。こちらのほうで、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金として900万円。もう一つ、価格高騰緊急支援給付金のほうで500万円、それぞれ減額いたしております。

続きまして、95、96ページをお開きください。

2項の児童福祉費でございます。2目の児童措置費のほうで児童手当1,737万円、4目の保育所費で、小牛田保育所会計年度任用職員報酬310万円、次のページになりますが、南郷保育園事業のほうで、同じく会計年度任用職員報酬445万4,000円、認定こども園施設整備補助金945万円。放課後児童クラブ費で小牛田放課後児童クラブ会計年度任用職員の報酬124万9,000円、同じく不動堂放課後児童クラブ会計年度任用職員報酬で416万6,000円、それぞれ減額してございます。

99、100ページをお開きください。

不動堂放課後児童クラブ施設建設工事請負費のほうで、1,236万4,000円減額しております。

続きまして、4款でございます。衛生費全体で4,653万2,000円減額しておりますが、1項の保健衛生費の2目予防費のほうで、一番下にございます定期予防接種業務委託料として237万1,000円減額しております。

101ページ、102ページでございます。

4目の健康増進費でございますが、こちらのほう各種検診業務の検診事業委託料でございですが、執行残ということで減額補正をそれぞれ計上してございます。

続きまして、103ページ、104ページでございます。

7目の新型コロナウイルス感染症対策費のほうで、会計年度任用職員報酬として388万円減額、次のページで、予防接種業務委託料で2,000万円減額してございます。

衛生費、3項上水道費でございますが、水道事業会計のほうに企業会計負担金補助金として452万7,000円追加してございます。

続きまして、6款でございますが、107ページ、108ページ、3目農業振興費でございます。一番下から2行目、機構集積協力金交付金といたしまして、280万円減額してございます。

次のページになります。

4目畜産業費でございますが、こちらのほうで肉用繁殖牛導入等資金貸付基金事業貸付金と

して450万円減額してございます。5目の農地費でございますが、水利施設整備事業補助金として170万5,000円減額してございます。次の6目でございますが、下水道事業会計農業集落排水事業補助金として432万3,000円減額してございます。負担金のほうも71万9,000円減額しております、合わせて504万2,000円減額しております。

続きまして、111ページ、112ページでございまして、7款の商工費でございまして、1項商工費の5目新型コロナウイルス感染症対策費のほうで、新型コロナウイルス感染症対応中小企業振興資金56万5,000円減額してございます。

8款の土木費でございまして、1億882万9,000円追加してございます。

こちらのほう、113ページ、114ページをお開きください。

2項道路橋りょう費でございまして、1目道路橋りょう維持費のほうで、橋りょう点検長寿命化計画策定業務委託料は1,071万6,000円減額しておりますが、新たに橋りょう改良工事請負費のほうで1,126万9,000円追加してございます。2目の道路新設改良費のほうでは、道路改良工事請負費として4,394万2,000円追加してございます。

4項都市計画費でございまして、2目の公園費でございまして、公園施設改良等工事請負費で2,621万5,000円追加してございます。3目公共下水道費でございまして、こちらのほう公共下水道事業負担金と補助金合わせまして、1,192万9,000円追加しております。

115ページ、116ページでございまして。

5項の住宅費でございまして、町営住宅整備基金積立金、1目の住宅管理費でございまして、こちらの町営住宅整備基金積立金といたしまして、3,061万7,000円追加いたしております。

9款の消防費でございまして、1目非常備消防費のほうで、消防団員報酬260万円減額しております。あと2目の消防施設費のほうで、消火栓修繕工事負担金として42万1,000円追加してございます。

続きまして、10款になります。

117ページ、118ページ、1項教育総務費の2目事務局費でございまして。

こちらのほうで、次のページをお開きください。

スクールバス事業のほうで、会計年度任用職員報酬317万2,000円減額してございます。

次のページをお開きください。

121ページ、122ページでございまして、小学校費の2目教育振興費、上のほうから要保護児童に対する就学援助費、あわせて準要保護児童に対する就学援助費ということで、あと特別支援教育就学奨励費として、合わせまして教育扶助費346万7,000円減額してございます。

3項中学校費でございます。

こちらのほうも次のページ、123ページ、124ページをお開きください。

3目の学校建設費のほうで、新中学校整備等事業業務委託料4,428万1,000円減額しております。

続きまして、4項幼稚園費でございますが、施設等利用費として144万6,000円減額しております。

127ページ、128ページをお開きください。

6項になりますが、1目保健体育総務費でございます。スポーツ推進員報酬として113万5,000円減額しております。3目学校給食費でございますが、賄材料費で220万7,000円減額しております。南郷給食センター事業ですね。小学校給食事業と中学校給食事業においても賄い材料費のほう、それぞれ減額しております。幼稚園給食事業のほうでも、給食調理業務委託料334万3,000円減額しております。

続きまして、11款公債費でございます。1目元金、2目利子でございますが、それぞれ減額させていただいております。長期債償還元金4,328万8,000円、長期債償還利子441万円減額しております。

13款災害復旧費でございます。こちらのほう全体で2,916万4,000円減額しております。

131、132ページをお開きください。

2項の公共土木施設災害復旧費でございますが、2目の道路橋りょう災害復旧費のほうで400万円減額しております。

一番下、5項になります。農林水産業費災害復旧費でございますが、こちらのほう県営事業負担金といたしまして2,211万円減額いたしております。

歳出については、以上でございます。

歳入について御説明させていただきます。

65ページ、66ページをお開きください。

歳入のほう、まず最初に3款利子割交付金でございますが、こちらのほうでマイナスでございます。30万6,000円減額しております。

4款配当割交付金325万7,000円追加してございます。

5款株式等譲渡所得割交付金385万6,000円追加しております。

6款法人事業税交付金は445万7,000円追加。

7款地方消費税交付金のほうで3,398万7,000円追加しております。

8 款環境性能割交付金が55万3,000円追加しております。

12款分担金及び負担金のほうでは、全部で123万1,000円減額いたしました。

13款、67ページ、68ページをお開きください。

13款使用料及び手数料でございますが、こちらは1万7,000円追加。

14款国庫支出金のほうで6,025万5,000円減額してございますが、大きなものといたしまして、児童手当負担金が1,234万4,000円の減額と、幼稚園の施設等利用費負担金が155万7,000円の減額ということです。なお、公立諸学校建物其他災害復旧費負担金として475万2,000円追加してございます。

2 項の国庫補助金のほうになります。1 目のほうで総務費国庫補助金として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,269万9,000円追加しておりますし、7 節のほうに放課後児童クラブ費補助金として、子ども・子育て支援整備交付金3,171万2,000円の減額、あと衛生費国庫補助金のほうの予防費補助金といたしまして、新型コロナウイルスワクチン接種関連で3,507万3,000円減額しております。4 目土木費国庫補助金のほうでは、道路新設改良費補助金といたしまして、道路交通安全施設等整備事業補助金2,143万円追加してございます。

69ページ、70ページをお開きください。

同じく土木費の国庫補助金のほうで、3 節として公園費補助金、社会資本整備総合交付金として1,250万円追加しております。

続いて15款県支出金でございますが、こちらのほうの1 項県負担金の1 目民生費県負担金として、7 節で計上しております災害救助費繰替支弁金255万3,000円計上しております。

2 項県補助金のほうで総務費県補助金、1 節で市町村振興総合補助金、こちらのほうで854万6,000円減額しております。

71ページ、72ページをお開きください。

2 目の民生費県補助金の中で、7 節放課後児童クラブ費補助金として663万6,000円減額しております。

続きまして、16款財産収入でございます。財産収入で、全体で2,719万5,000円減額しておりますが、2 項の財産売払収入、不動産売払収入で、町有地土地売払収入2,861万3,000円減額しております。

17款寄附金でございます。1 項寄附金の1 目一般寄附金のほうに268万8,000円、2 目ふるさと応援寄附金のほうに185万円追加計上しております。

18款繰入金でございます。18款の5 目合併振興基金繰入金のほうで2,094万2,000円減額いた

しております。

続きまして、75ページ、76ページをお開きください。

20款諸収入でございますが、全体で4,260万6,000円減額しております。

3項貸付金元利収入のほうで、民生費貸付金収入として4,606万円減額しております。こちらのほう災害援護資金の貸付金元金及び利子になります。

2目農林水産業費貸付金収入といたしまして、50万円追加いたしております。こちらのほうは、肉用繁殖牛導入等資金貸付金の収入でございます。

続きまして、5項の雑入でございます。

2目給食事業収入といたしまして、913万7,000円減額いたしております。3目雑入の中の2節でございます。宮城県市町村振興協会市町村交付金といたしまして、99万9,000円追加してございます。こちらのほう、新市町村振興宝くじ市町村交付金ということで追加いたしております。

続きまして、77ページ、78ページでございますが、21款町債のほう、こちらのほうで3,050万円、全体で減額してございます。各種事業の起債に伴います実績に応じた金額の増、もしくは減額ということで計上してございます。

歳入につきましては以上でございます。

続きまして、57ページをお開きください。

第2表といたしまして、繰越明許費を計上させていただいております。

道路橋りょう維持管理事業、道路新設改良事業、公園施設管理事業、消防施設管理事業、以上4つの事業で、今年度末までの事業終了がちょっと見込めないということで、それぞれ計上させていただいております。

続きまして、58ページでございますが、第3表といたしまして、債務負担行為の補正を計上させていただいております。こちらのほう、運転免許証自主返納者移動支援業務委託料といたしまして、令和5年度分限度額として80万円。以下含めまして7件につきまして、債務負担行為の補正を追加として計上させていただいております。

続きまして、59ページ、60ページをお開きください。

第4表といたしまして、地方債の補正を計上させていただいております。

追加分といたしまして、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債のほう1件追加をさせていただいております。変更といたしまして、公共施設等適正管理推進事業債（除却事業）、こちらのほうをはじめ、17件について変更をさせていただきます。こちらのほうは限度額のほうの

変更ということになっております。あと廃止といたしまして2件、災害復旧事業債（地域下水処理場災害復旧事業）、あと同じく災害復旧事業債でございますが、農業用施設災害復旧事業大雨災害、こちらの2件について廃止を計上してございます。

以上、一般会計の補正予算について説明させていただきました。よろしくお願いたしたいと思っております。

○委員長（平吹俊雄君） ただいま議案第50号について御説明ございました。皆さんから何かございますか。詳しい件については議会のほうで御質問をお願いしたいと思います。

1時間過ぎましたので、休憩いたします。

午前10時33分 休憩

午前10時37分 再開

○委員長（平吹俊雄君） 再開いたします。そのほかございませんか。

それではないようですので、休憩したいと思います。再開は45分。

午前10時37分 休憩

午前10時44分 再開

○委員長（平吹俊雄君） 再開いたします。

それでは、特会のほうで議案第51号ですね。国民健康保険特別会計補正予算について御説明をお願いいたします。

○企画財政課長（高橋憲彦君） それでは、私のほうから引き続き説明させていただきます。

議案書135ページになります。

議案第51号美里町国民健康保険特別会計補正予算でございます。

今回の補正につきましては、一般被保険者医療給付費負担金の減額をはじめ、繰越明許費の設定などによる必要な予算の追加または減額ということになってございます。

136ページをお開きください。

予算本文第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億7,831万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ27億3,614万9,000円といたしました。

今回の補正の主なものは、これまでの実績を見込んだ令和4年度の保険給付費の減額などが主であります。

歳出のほうを説明させていただきます。

148ページ、149ページをお開きください。

1 款総務費のほうで16万5,000円減額しております。宮城県国民健康保険団体連合会一般負担金の11万5,000円の減額というものが主なものでございます。

2 款保険給付費のほうでは、1 億4,829万1,000円減額いたしております。

1 項 1 目の一般被保険者療養給付費のほうで、一般被保険者療養給付費負担金 1 億2,003万8,000円の減額が主なものでございます。

同じく 2 項高額療養費でございますが、こちらのほう 1 目一般被保険者高額療養費として、一般被保険者高額療養費負担金2,300万円減額してございます。

150ページ、151ページをお開きください。

3 項の移送費でございます。こちらのほう一般被保険者移送費負担金で 8 万3,000円追加いたしております。

4 項出産育児諸費でございますが、1 目の出産育児一時金として378万円減額しております。

4 項保健事業費でございます。こちらのほうで2,985万6,000円減額いたしておりますが、4 款ですね。保健事業費のほうで、その 1 項でございます。保健事業費の 1 目疾病予防費でございますが、被保険者健診補助金といたしまして1,111万8,000円減額しております。

同じく 2 項の特定健康診査等事業費のほうで、特定健康診査等委託料として1,841万5,000円減額しております。

次に、歳入について申し上げます。

146ページ、147ページをお開きください。

3 款県支出金の 1 項県補助金 1 目保険給付費等交付金のほうで、普通交付金 1 億4,450万9,000円減額しております。特別交付金といたしまして15万6,000円追加してございます。

5 款繰入金でございます。こちらのほうで合わせまして5,733万7,000円減額いたしておりますが、1 項他会計繰入金 1 目一般会計繰入金の 4 節出産育児一時金繰入金といたしまして、252万円減額しております。

2 項基金繰入金でございますが、1 目財政調整基金繰入金として、5,396万3,000円減額しております。諸収入のほうでございますが、2,337万8,000円追加いたしております。

7 款 3 項雑入、一般被保険者第三者納付金、1 目、こちらのほうで105万円追加しております。2 目の一般被保険者返納金といたしまして、2,232万8,000円追加してございます。

141ページにお戻りください。

第 2 表といたしまして、繰越明許費を計上してございます。令和 4 年に特定健康診査を受診

した国民健康保険被保険者で、特定保健指導を実施した4人の指導結果が令和5年4月に分かる見込みということで、年度をまたいでしまうことから、翌年度に繰り越すというものでございます。

以上、国民健康保険特別会計の補正予算について説明させていただきました。よろしくお願いいたします。

○委員長（平吹俊雄君） ただいま説明ございました。皆様から何かございますか。よろしいですね。（「はい」の声あり）

続いて議案第52号、御説明お願いいたします。

○企画財政課長（高橋憲彦君） 議案書の154ページからになります。

議案第52号美里町後期高齢者医療特別会計補正予算でございます。

資料は60ページになります。

今回の補正につきましては、現年度分の特別徴収保険料及び後期高齢者医療広域連合納付金の減額など、当初予算成立後の状況変化による必要な予算を追加または減額補正するものでございます。

155ページ、議案書お開きください。

予算本文第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額から790万7,000円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,161万7,000円といたしました。

歳出のほう御説明をさせていただきますので、166ページ、167ページをお開きください。

1款総務費1項総務管理費でございます。

1目一般管理費でございますが、11節役務費のほうで63万7,000円減額いたしております。郵便料のほうを減額ということでございます。

2項徴収費1目徴収費でございますが、こちらのほう通信運搬料、こちら郵便料でございますが、こちらで10万円減額してございます。

2款2項1目後期高齢者医療広域連合納付金でございます。こちらのほうで589万4,000円減額しております。

3款保健事業費1項1目健康診査費でございますが、後期高齢者健康診査業務委託料として115万2,000円減額しております。

歳出については以上でございます。

歳入について御説明いたしますので、164ページ、165ページをお開きください。

1款後期高齢者医療保険料の1項1目特別徴収保険料でございます。こちらのほうで現年度

分特別徴収保険料1,069万円減額しております。同じく2目普通徴収保険料でございますが、こちら現年度分普通徴収保険料で681万4,000円追加してございます。

3款繰入金でございます。1項一般会計繰入金の1目事務費繰入金で80万8,000円減額、2目の保険基盤安定繰入金のほうで189万4,000円減額してございます。

諸収入、5款でございます。2項雑入の1目宮城県後期高齢者医療広域連合補助金として120万5,000円減額しております。

以上、後期高齢者医療保険特別会計の補正予算について説明をさせていただきました。よろしくお願いたします。

○委員長（平吹俊雄君） 議案第52号、ただいま御説明ございました。何かございますか。
（「なし」の声あり） ございませんね。

続きまして、議案第53号介護保険特別会計補正予算お願いたします。

○企画財政課長（高橋憲彦君） それでは、議案書168ページからになります。

議案第53号美里町介護保険特別会計補正予算でございます。

資料編のほうで61ページからになります。

今回の補正につきましては、保険給付費及び地域支援事業費の減額など、必要な予算を追加または減額補正するものでございまして、予算本文第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出予算それぞれ1億1,131万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ26億1,954万3,000円といたしましたものでございます。

歳出のほうから御説明をさせていただきます。

182ページ、183ページをお開きください。

1款総務費でございます。全体で154万3,000円減額いたしておりますが、3項の介護認定審査会費のほうで、認定調査等事業78万4,000円減額いたしております。

続きまして、184ページ、185ページをお開きください。

2款保険給付費で、全体で1億1,237万2,000円減額いたしております。

続きまして、2項、186ページ、187ページをお開きください。

2項支援サービス等諸費でございます。こちらのほう全体で229万7,000円減額してございます。

同じく4項高額介護サービス費等でございます。こちらのほうの高額介護サービス給付費負担金でございまして、こちらのほうが332万円減額してございます。

続きまして、188ページ、189ページをお開きください。

6項の特定入所者介護サービス等費でございますが、合わせまして903万3,000円減額してございます。

3款の基金積立金でございますが、介護給付費準備基金積立金といたしまして1,722万5,000円追加いたしました。

4款地域支援事業費でございます。全体で1,462万円減額しておりますが、1項介護予防生活支援サービス事業費の介護予防生活支援サービス事業費、1目でございます。こちらのほう、訪問型サービス費負担金で149万1,000円、通所型サービス費負担金として736万4,000円、サービス事業計画給付費負担金として183万9,000円、それぞれ減額してございます。2目の介護予防ケアマネジメント事業費でございますが、介護予防ケアマネジメント業務委託料といたしまして、158万2,000円減額しております。

歳出については以上でございます、引き続き歳入について申し上げます。

178ページ、179ページをお開きください。

1款の保険料で762万5,000円減額しております。こちらは現年度分の特別徴収保険料でございます。

3款国庫支出金のほうで2,127万1,000円減額いたしました。1項の介護給付費国庫負担金のほうで1,495万7,000円、2項の国庫補助金のほうで631万4,000円減額しております。

4款支払基金交付金でございますが、こちらのほう4,664万7,000円減額しております。

5款県支出金でございます。1項の県負担金でございますが、こちらのほうで1,613万9,000円の減額、2項県補助金のほうで201万3,000円減額しております。

7款繰入金でございます。1項の一般会計繰入金、全体で1,617万4,000円減額しております。

9款諸収入でございますが、144万1,000円減額しております。

2項の雑入の4目雑入でございますが、こちらのほうの4節介護予防支援サービス収入として、158万3,000円減額しております。

以上、介護保険特別会計のほうの説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（平吹俊雄君） ただいま議案第53号、御説明ございました。何かありますか。（「なし」の声あり）

ないようですので、次に行きます。

議案第54号水道事業会計補正予算について御説明をお願いいたします。

○企画財政課長（高橋憲彦君） それでは、議案書の194ページからになります。

議案第54号美里町水道事業会計補正予算でございます。

資料編が62ページになります。

今回の補正につきましては、給水管の漏水修理費用等について、予算に不足が見込まれることから、収益的収入及び支出の予定額並びに資本的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。

195ページをお開きください。

第3条で記載してございます予算第3条に定めた収益的収支の収入について、1款水道事業収益に524万2,000円追加しております。

内容につきましては、202ページのほうを御覧ください。

消火栓点検業務負担金の4万6,000円の減額、同じく消火栓修繕工事負担金42万円の追加、一般会計補助金といたしまして災害復旧費等に関する費用で161万6,000円の追加、あとは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として、こちらのほう電気料に係る費用について、325万2,000円の追加というふうになってございます。これらによりまして、収益的収入の合計を8億2,728万6,000円といたしました。

続きまして、収益的収支の支出について申し上げます。

1款の水道事業費用に376万3,000円追加いたしました。

内容につきましては、204ページを御覧ください。

この中で12節修繕費として計上してございます。先ほどお話しさせていただいた給水管漏水修理として343万円追加しているのが主な内容となっております。これによりまして、収益的支出の合計を7億9,432万7,000円といたしております。

次に第4条でございますが、予算第4条に定めた資本的収支の収入について申し上げます。

1款資本的収入のほうに118万1,000円追加いたしました。2項分担金の1目分担金のほうに310万3,000円追加です。3項の工事負担金、こちらのほうで192万2,000円減額しております。これによりまして、資本的収入の合計額が1億5,599万6,000円といたしております。

次に、資本的収支の支出について申し上げます。

1款の資本的支出のほうに44万9,000円追加いたしました。

内容といたしましては、208ページを御覧いただきたいと思っております。

こちらのほうで、消火栓設置工事請負費として182万1,000円減額、企業債元金償還金といたしまして126万円追加、生活基盤施設耐震化等補助金返還金として101万円追加してございます。これらによって、資本的支出の合計を4億834万1,000円といたしております。

また前に戻っていただいて195ページ、第4条になります。

予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を2億5,234万5,000円、補填財源の過年度分損益勘定留保資金等2億5,307万7,000円を、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額924万9,000円、過年度分損益勘定留保資金1億9,921万6,000円、減債積立金4,388万円にそれぞれ改めております。

以上の補正に伴いまして、第2条予算第2条に定めた業務の予定量、第5条予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第6条予算第10条に定めた他会計からの補助金について併せて補正しております。

以上、水道事業会計の補正予算について説明をさせていただきました。よろしく願いいたします。

○委員長（平吹俊雄君） ただいま議案第54号について御説明ございました。何かございますか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、次に移ります。

議案第55号病院事業会計予算について御説明お願いいたします。

○企画財政課長（高橋憲彦君） それでは、議案書の209ページからになります。

議案第55号美里町病院事業会計補正予算でございます。

資料編が63ページになります。

今回の補正につきましては、当初見込んだ患者数の減少、新型コロナウイルスワクチン予防接種に係る奨励金の申請及び建設改良費の確定により、収益的収入の予算予定額並びに資本的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。

初めに210ページを御覧いただきたいと思います。

予算第3条に定めた収益的収入について申し上げたいと思います。

1款病院事業収益で727万1,000円減額いたしております。

内容につきましては、214ページでございます。

こちらのほうで入院収益といたしまして1,964万9,000円の減額、外来収益が841万7,000円の増。新型コロナウイルスワクチン個別接種奨励金として396万1,000円を計上してございます。

これによりまして、病院事業収益の合計を7億5,563万6,000円といたしております。

次に、第4条予算第4条に定めた資本的収入について申し上げます。

1款の資本的収入で101万1,000円減額しておりまして……。

○委員長（平吹俊雄君） 休憩いたします。

午前11時13分 休憩

午前11時13分 再開

○委員長（平吹俊雄君） 再開いたします。

ただいま柳田議員が入りましたので、委員会は成立しております。

○企画財政課長（高橋憲彦君） では、引き続き資本的収入のほうで御説明をさせていただきます。

2項の企業債のほうで、1目病院事業債で100万円減額、3項の補助金の1目県補助金で1万1,000円減額しております。

次に資本的支出について申し上げます。

1款資本的支出で73万3,000円減額いたしております。合計で1億2,846万8,000円といたしております。

以上の補正に伴いまして、第2条予算第2条に定めた業務の予定量、第5条予算第5条に定めた企業債について併せて補正をしております。

以上、病院事業会計補正予算につきまして説明をさせていただきました。よろしく願います。

○委員長（平吹俊雄君） ただいま議案第55号、御説明ありました。何かございますか。ないようですので、よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、次に移ります。

議案第56号水道事業会計補正予算について御説明お願いいたします。

○企画財政課長（高橋憲彦君） それでは、議案書の216ページ、議案第56号美里町下水道事業会計補正予算でございます。

資料編につきましては64ページをお開きください。

今回の補正予算につきましては、減価償却対象資産及び除却対象資産の確定並びに企業債の借入れ利率が確定したこと等により、収益的収入及び支出の予定額並びに資本的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。

議案書の217ページをお開きください。

第2条でございますが、予算第3条に定めた収益的収支の収入について申し上げます。

1款公共下水道事業収益で537万8,000円減額をさせていただきました。

内容につきましては、221ページ、222ページをお開きください。

こちらのほうで、1款公共下水道事業収益でございます。こちらのほうで1項営業収益の2

目でございます。雨水処理負担金 5 万 7, 000 円の追加。

2 項営業外収益の 3 目他会計補助金、こちらのほうで 1, 773 万 5, 000 円の追加、同じく 4 目長期前受金戻入 2, 113 万 9, 000 円の減額、5 目雑収益として 203 万 1, 000 円の減額計上してございます。

2 款農業集落排水事業収益でございますが、1 項営業収益、2 目雨水処理負担金といたしまして、71 万 9, 000 円減額しております。

2 項営業外収益の 1 目他会計補助金といたしまして、303 万 1, 000 円の減額、2 目長期前受金戻入 493 万 3, 000 円の減額、雑収益 1, 218 万 6, 000 円の減額といたしております。

これらによりまして、収益的収入の合計を 10 億 3, 642 万 7, 000 円といたしております。

次に、収益的収支の支出について申し上げます。

1 款公共下水道事業費用で 365 万円減額いたしました。

2 款農業集落排水事業費用で 868 万 8, 000 円減額いたしました。

内容につきましては、223 ページ、224 ページをお開きください。

1 款公共下水道事業費用の中で大きなものといたしましては、1 項営業費用の 6 目減価償却費の中で構築物減価償却費 274 万円の減額ということでございます。

2 款農業集落排水事業費用といたしまして計上してございます、1 項営業費用、6 目資産減耗費として、固定資産除却費が 539 万 3, 000 円の減額といたしております。

これらによりまして、収益的支出合計を 9 億 6, 702 万 9, 000 円といたしております。

次に、第 3 条予算第 4 条に定めた資本的収支の収入について申し上げます。

1 款公共下水道事業資本的収入で 586 万 3, 000 円減額いたしております。

2 款農業集落排水事業資本的収入で 129 万 2, 000 円減額しております。

これによりまして、資本的収入の合計を 10 億 8, 522 万 7, 000 円といたしました。

次に、資本的収支の支出について申し上げます。

公共下水道事業資本的支出で 629 万 7, 000 円減額しております。

2 款の農業集落排水事業を資本的支出で 902 万 6, 000 円減額いたしております。

これによりまして、資本的支出の合計を 12 億 5, 420 万 3, 000 円といたしております。

以上の補正に伴いまして、第 4 条予算第 9 条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第 5 条予算第 10 条に定めた他会計からの補助金について併せて補正しております。

以上、下水道事業会計補正予算の内容について説明させていただきました。よろしくお願

いたします。

- 委員長（平吹俊雄君） ただいま議案第56号、御説明ございました。何かございますか。
（「なし」の声あり）

ないようですので、次に進みます。

議案第57号宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更について御説明お願いいたします。

- 総務課長（佐藤俊幸君） それでは、議案第57号は私のほうから説明させていただきます。
議案書が229ページ、資料編は65ページでございます。

議案第57号宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更についてでございます。

令和5年3月31日をもって白石市外二町組合が解散することに伴い、宮城県市町村職員退職手当組合理約別表第1に規定する構成団体の変更が必要であります。当該規約を変更することの協議については、地方自治法第286条第1項に規定する協議でありますことから、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上でございます。

- 委員長（平吹俊雄君） 議案第57号、御説明ありました。よろしいですか。（「はい」の声あり）

続きまして、同じ内容ですけれども、議案第58号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について御説明をお願いします。

- 総務課長（佐藤俊幸君） こちらは議案書231ページ、資料編が67ページでございます。

続いて議案第59号のほうも併せて同様の内容となっておりますので、併せて御説明させていただきますが、議案第58号と59号は、ほぼほぼ同じなんですが、58号が公務災害補償等認定委員会、59号のほうは公務災害補償等審査会、こちらの共同設置に係る規約の変更ということでございまして、こちらも先ほどの退職手当組合のほうと同様に、令和5年3月31日をもって白石市外二町組合が解散することに伴い、規約の変更を構成団体の変更ということで、地方自治法第252条の第2項に規定する協議が必要ということでございまして、議会の議決を求めるといったことの内容になってございます。

中身的には、構成団体のほうから白石市外二町組合というものが抜けるといったことの部分を、各市町村のほうで協議をしてくださいといったような中身になってございます。

58号、59号併せて説明をさせていただきました。よろしくお願いたします。

- 委員長（平吹俊雄君） ただいま議案第58号、それから59号、関連するというところで御説明ございました。何かございますか。（「なし」の声あり）

ないようですので、補正については以上ということになるかと思えます。

1) 番目の議案等について、ただいまは報告3件、それから議案26件、御説明ありました。
総務課長。

○総務課長（佐藤俊幸君） どうもありがとうございました。

実は当初予算のほうの議案書の資料編でございます。予算に関する説明書、こちら毎年お渡ししてございます白い厚い本でございますが、この中に字句誤りがございました。それで、本日付修正、訂正のお願いということで、議長様宛てに文書を送付させていただいております。中身につきましては企画財政課長のほうから御説明をさせていただきます。

○企画財政課長（高橋憲彦君） すみません、お時間をいただいて恐縮です。こちらの予算に関する説明書のほう、一般会計の部分でございますが、170ページをお開きいただければと思います。

お持ちいただけない場合は、正誤表のほうを御覧いただきたいと思えます。

170ページの森林環境整備事業というところの区分の中に、森林経営管理業務委託料という表示がございました。こちらのほう、本来であれば森林経営管理業務委託料というふうにすべきところ、その業務の「業」が抜けておりましたので、大変申し訳ございませんが、こちらのほう修正させていただければというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（平吹俊雄君） ただいま修正の件について御説明ございました。これはいつやるんですか。

○企画財政課長（高橋憲彦君） もし可能であればシールを貼らせていただければなというふうに思っております。2日目の朝とか。（「朝とかお昼とか」「2日目か」「では3月3日の朝」の声あり）では3月3日の朝ということで、シールを貼らせていただきます。大変申し訳ございませんでした。

○委員長（平吹俊雄君） そのほかにもございませんか。

なければ、執行部の方については以上かと思えますが、よろしいですか。（「はい」の声あり）

じゃあ執行部皆さん、御苦労さんでございました。

時間がないですので、引き続き行いたいと思えます。

それでは、2) 議員発議について、事務局から御説明をお願いします。

○事務局長（今野正祐君） それでは、2) 議員発議について御説明申し上げます。

過般全員協議会のほうで皆様のほうにはお知らせしておりましたが、今3月会議で美里町議会の個人情報保護に関する条例、こちらを議員発議で上程いたしたいというふうに考えております。

それで上程、提出者なんです、一応議運のメンバーでというふうに事務局のほうとしては考えております。提出者につきましては、委員長、平吹委員長のお名前、賛成者として、あとは議運の4人のメンバーでというふうに考えておりますが、その辺の確認をよろしく願います。

○委員長（平吹俊雄君） 休憩します。

午前11時31分 休憩

午前11時35分 再開

○委員長（平吹俊雄君） それでは、再開いたします。

ただいま議発について事務局から御説明がございました。

議会運営委員5名の委員でございますが、山岸委員が身内の不幸がありまして、今回はそういう理由によりまして、従来だと賛成者になるんですが、今、委員の方々の協議によりまして、今回は省くというようなことで、その内容については提出者1名、それから賛成者3名というふうにしていきたいと思いますが、これに異議ございませんか。

それでは、提出者が平吹俊雄、それから賛成者櫻井功紀、それから村松秀雄、それから柳田政喜、以上にしたいと思います。よろしいですか。（「はい」の声あり）お願いします。

続きまして、3）一般質問の発言順位について願います。

ここ7名になっていますが、6、これも説明。はい、休憩いたします。

午前11時36分 休憩

午前11時37分 再開

○委員長（平吹俊雄君） 再開いたします。

3）番の一般質問の発言順位に先立ちまして、先ほどもお話ししましたが、山岸委員、身内の不幸のため、議長の方に一般質問取下げということがございましたので、山岸委員を除いて6名の一般質問者に対しての抽せん順位としたいと思いますが、これでよろしいですか。

（「はい」の声あり）それでは、そのようにしたいと思います。副委員長、じゃあ抽せんをお願いします。

○事務局長（今野正祐君） それでは、提出者順に引いていただきます。

最初は、村松秀雄議員です。（「6番」の声あり）村松議員、6番ですね。

続きまして、佐野善弘議員です。佐野善弘議員、5番です。

続きまして、平吹俊雄議員です。4番です。（「下がっていくんでないか」の声あり）

柳田政喜議員です。あら、本当に3番だ。

次が、赤坂芳則議員です。2番。

そうすると、最後伊藤牧世議員が1番ということになりますね。

すみません、ちょっと今作りますのでお願いいたします。

○委員長（平吹俊雄君） 休憩いたします。

午前11時39分 休憩

午前11時50分 再開

○委員長（平吹俊雄君） それでは、再開いたします。

一般質問の順序が確定いたしましたので、発表をいたします。

1番、議席番号6番の伊藤牧世議員。

2番、1番の赤坂芳則議員。

3番、5番の柳田政喜議員。

4番、2番の平吹俊雄議員。

5番、11番の佐野善弘議員。

6番目、12番の村松秀雄議員。

7番につきましては、4番の山岸三男議員ですが、身内の不幸により取下げといたします。

よろしいですか。（「はい」の声あり）

続きまして、いいですか。ただいま皆さんに一応、順序のやつを配付いたしましたけれども、これは太線は要らないですよ。通告を取り下げましたということで、このとおりにしたいと思います。

次に移ります。4)番目、会議の期間及び議事日程について、期間は3月2日木曜日から20日月曜日の19日間としたいと思います。これについて御説明お願いいたします。

○事務局長（今野正祐君） それでは、会議の期間及び日程について御説明申し上げます。

今委員長からお話あったとおり、初日が3月2日木曜日です。最終日が3月20日月曜日ということになります。

それで、皆様にちょっと御協議いただきたいところが、まずは先ほどちょっと話題にも上がりましたが、改めまして一般質問の人数の割り振り、一応一般質問は3日間というふうに事務局のほうでは想定させていただいております。つまり3月2日、3月3日、3月6日です。ここにおける一般質問の人数の割り振りの確認をお願いいたします。

続きまして、もう一つが、実は今回各常任委員会で、テーマに関する報告書の提出がございました。それで、今3月会議において各2つの常任委員会の委員長さんのほうから、常任委員会報告をいただく内容となっております。事務局の案といたしましては、その常任委員会報告を初日、施政方針の前、ですから一番冒頭に行いたいというふうに考えておりましたが、その辺のところでもいいかどうか。なおさらあと今ちょっと総務、産業、建設常任委員会の委員長が、多分当日欠席になるんじゃないかというところもございますので、その辺の取扱いについても御協議をお願いいたします。

あと最後になりますが、先ほど議題にありました議発の上程日程でございます。実は先ほど申し上げましたけれども、これは執行部の議案ともかなり関連がございますので、事務局案としては3月6日、一般質問終わりました議案審議に入ります。議案審議の冒頭につきましては、執行部の報告3件ございます。その後に各議案に入ってまいりますけれども、報告3件終わった後に、先ほどの議会の個人情報に関する議発案件を入れた後に、あと執行部の各議案というふうな審議に持っていきたいなというふうに思っておりますが、それでよろしいかどうかの確認もお願いいたします。

以上3点になりますが、委員長よろしくどうぞお願いいたします。

○委員長（平吹俊雄君） まず、ただいま事務局から御説明ございました。

まず1点目は一般質問の日程調整ですが、3月2日、2人、それから3月3日、3人、それから3月6日、1人というふうな御説明でございましたが、これでよろしいですか。（「はい」の声あり）では、そのようにしたいと思います。

次に、各常任委員会委員長からの報告というふうなことでございまして、これが施政方針の前、いわゆる議会3月会議始まって最初の報告ということではどうかということでございますが、これでよろしいですか。

○委員（村松秀雄君） 委員長報告、常任委員会の委員長、テーマ報告につきましては、施政方針の前という形でよろしいかと思っております。報告するタイミングはね。（「それでいいですか」の声あり）次、まだ言っていないから。いいですね。テーマはそれでいいと思っております。ただ、誰が発表するか、山岸委員長が喪中のためでも来るのか、議会、委員長報告で来るのか、来な

いのかというのもありますけれども、その確認をどうするかと思うと、ただ、委員長報告については常任委員会での取りまとめでございますので、常任委員会の副委員長、佐野副委員長に連絡して、山岸委員長とやり取りをしていただいて、そちらのほうで決定していただいたほうがスムーズではございませんかねと思います。議運ではそういうちゃんと常任委員会で確認しろという指示を出すという形でいいのかなと思うんですけれども、いかがでしょうか、委員長。

○委員長（平吹俊雄君） ただいま委員長報告について、その内容について質問がございました。その質問は、委員長が不幸のため出席できないということを念頭に置いて、副委員長と相談の上、示したらどうかということでございますが、その辺お諮りしたいと思います。

1回休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午後 0時08分 再開

○委員長（平吹俊雄君） 再開いたします。

2番目の常任委員会各委員長報告につきましては、総務、産業、建設におきましては、副委員長の佐野さんが説明に、報告に当たるということでございますので、御確認をお願いしたいと思います。あと何だっけ。（「あと議発の日程ですね」の声あり）

それで、議発の日程でございます。これは3月6日ですね。報告3件後の後に議発2号を入れるということでございますが、それでよろしいですか。（「はい」の声あり）3つ目については、そのようにしたいと思います。

そのほかにもございますか。（「日程的には特にございません」の声あり）

それでは、4)番目の3月会議期間及び審議の予定表については、この予定表のとおり進めてまいりたいと思いますが、よろしいですか。柳田委員。

○委員（柳田政喜君） すみません、連合審査の日程がないのと、連合じゃない、総括質疑の日程がないのと、それとあと1点だけ確認なんですけれども、16日、3月17日なんですけれども、こちらから午後から連合審査があり、分科会のまとめなんですけれども、提出が15時までになっているんですね。日程的に時間的にちょっと難しいのかなと。連合審査1時間半で終わって、1時間で終わっても30分でまとめるということですか。

○委員長（平吹俊雄君） ただいまは、まず1点目、総括質疑ということでございます。日程は……

○議長（鈴木宏通君） 13時30分の議案審議の中で総括質疑をするという。

○事務局長（今野正祐君） 多分冒頭からの予定です。私の中では、事務局としては、冒頭から総括質疑を行うと。

○議長（鈴木宏通君） だから、ここに入るかと思います。

○委員長（平吹俊雄君） 総括質疑においては、3月9日13時30分の議案審議の中に入ります。いいですか。

次に、まとめの時間で3月17日ですね。連合審査の後のまとめということで、15時までということですが、この辺の御協議をお願いしたいと思います。（「休憩してもらっていいですか」）

休憩します。

午後0時12分 休憩

午後0時17分 再開

○委員長（平吹俊雄君） それでは、再開いたします。

12時も過ぎましたので、急いでいきたいと思います。

連合審査につきましては、時間どおり1時30分。それから審査会のまとめについては、審査会終了後、そのまとめの提出が15時じゃなくて17時までということですが、各常任委員会の委員長さんは、16日まである程度のまとめをしていただきたいと、こう思います。よろしいですか。（「はい」の声あり）では、そのようにしたいと思います。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

それでは事務局、次をお願いします。

○事務局長（今野正祐君） もう一つ、日程の内容で皆さんに御協議いただきたい点がございませう。

御覧のとおり、今回現地調査除いております。一応当初予算というところもございまして、決算ですとできたものを見るということはあるんでしょうけれども、当初予算ではなかなかその現調というのは難しいのかなというのがこれまでもございましたので、今回の日程では現地調査を除いておりますので、これでよろしいかどうかの確認をお願いいたします。

○委員長（平吹俊雄君） ただいま事務局から、今回につきましては現地調査については省かせてもらいたいということですが、その辺どのようにいたしますか。（「賛成いたします」の声あり）

それでは予算につきまして、現地調査につきましては、今回はなしということにしたいと思います。

いますがよろしいですか。（「はい」の声あり）では、そのようにしたいと思います。

事務局からその他ございますか。

○事務局長（今野正祐君） その他、陳情、要請あります。

○委員長（平吹俊雄君） 4）番目について、ほかにございませんか。（「なし」の声あり）
ないようですので、次に移ります。

5）番目、陳情、要請等について御説明お願いいたします。

○事務局長（今野正祐君） 今回、陳情書1件の提出が2月17日にございました。件名につきましては、庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘、配達、集金を自粛するよう求める陳情でございませんか。この取扱いについて御協議をよろしくお願いいたします。

○委員長（平吹俊雄君） ただいま陳情、要請について御説明ございませんか。

内容については、庁舎内における職員への政党機関誌の勧誘、配達、集金を自粛するよう求める陳情でございませんか。これについてお諮りしたいと思ひます。この件について、どのようにしたらよいか、皆さんからお話を聞きたいと思ひます。

これは……休憩いたします。再開は12時25分。

午後0時21分 休憩

午後0時22分 再開

○委員長（平吹俊雄君） 再開いたします。

陳情につきましては、当議会としては配付のみとしたいということございませんか、それによろしいですか。（「はい」の声あり）そのようにしたいと思ひます。

そのほかにございませんか。5）番目、ないですね。

次に4番目、その他に移りたいと思ひます。執行部、説明お願いします。

○事務局長（今野正祐君） それでは、事務局から2点ほどございませんか。

まずは、いつもどおりですが、傍聴席の制限についてございませんか。これまでどおりでよろしいかどうか御協議よろしくお願いします。

○委員長（平吹俊雄君） 傍聴につきましては、これまでどおりということによろしいですか。（「はい」の声あり）そのようにしたいと思ひます。

○事務局長（今野正祐君） 続きまして、これもちょっとここ2年、3年、行っておりませんか、3月会議終わった後の打ち上げなんですね。今回、先ほど日程をお示ししましたが、3月20日月曜日が最終日になりますが、打ち上げをまだやはりこれまでどおり自粛するということによ

ろしいかどうか、その確認をお願いいたします。

○委員長（平吹俊雄君） 休憩いたします。

午後0時25分 休憩

午後0時31分 再開

○委員長（平吹俊雄君） 再開いたします。

打ち上げ会につきましては、今回は議員のみということにしたいと思っておりますので、場所については後ほど検討したいと思います。

そのほかにございませんか。

○事務局長（今野正祐君） 事務局からは以上ですが、あと皆様にお配りしておりますトルコ・シリア地震救援金ですか、これ議長さんのほうから。

○議長（鈴木宏通君） 私のほうから。この間の議長会のほうで総会がありまして、役員の方々にちょっと御相談申し上げた結果が急に、早々に県議長会のほうで対応して、30万円を送金するという運びになりました。以前に全協のほうで、美里町議会のほうで各議員から徴収を行い、支援金を送るということだけ皆さんに申し上げて、いろんな事情を鑑みて、また皆さんに相談するというか、報告したいという話をしましたけれども、今後皆さんのほうで、もちろん別にしている自治体もあります。議会もあります。ということで、再度皆さんに各議員からの義援金を募って、一括で議会から送金を行う方向で考えていいかどうか。それで、この間ちょっと金額を若干あれでしたけれども、取り決めはしませんでしたけれども、1万円でもいい、あとは皆さんでこれからの状況を見ながら決めますという話だったので、そのままでもいいかどうか。それで、議積みからおろしてというか、そうさせていただいて、送金をするか。女川は送ったど、議会で。（「送る人みんなが賛成したんだから」の声あり）お送り先も、赤十字とかああいうところの分で送れば、そのままシリアとトルコにいろいろと両方行くと思うので、そこがいいかなとは思っています。今、各1万円そのまま、（「1人1万円でしたっけ」の声あり）そこだけちょっとここで、（「13万円、数悪いね、13じゃね」の声あり）それとも5,000円にして、俺1万円出して7万円にするか。（「10万円なら10万円でもいいんじゃない、1人何ぼじゃなくて全体から出す」の声あり）全体からか。（「それで残ったのは全体で分配するんだから、全体で考えて、1人頭じゃなくて、議会として10万円と」の声あり）皆さんのお諮りで。議積みから10万円を出して送金を行うと。（「美里町議会としてね」の声あり）では、そういうことに。

○委員長（平吹俊雄君） では、再開します。（「休憩してない」の声あり）休憩してないんですか。

それでは、2023年トルコ・シリア地震救援金については、議会のほう、宮城県の町村議会のほうで30万円ということで寄附しているようでございます。我が議会としても、大分被害が多いというようなことで、単独として10万円寄附するということにしたいと思いますがよろしいですか。（「はい」の声あり）じゃあ、そのようにしたいと思います。

そのほかにございませんか。（「ありません」の声あり）

皆さんございませんか。（「はい」の声あり）

なければ、副委員長、閉会の御挨拶をお願いします。

○副委員長（櫻井功紀君） どうも長時間にわたって御苦労さまでございました。

いよいよ年度初めの3月2日からの3月議会、長丁場になります。皆様方の議事日程、議事進行にスムーズに行われるよう、御協力のほどよろしくお願い申し上げまして、閉会といたします。

どうも御苦労さまでした。

午後0時36分 閉会

上記会議の経過は、事務局次長兼議事調査係長齊藤美穂が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証明するため、ここに署名いたします。

令和5年2月27日

委員長